

東日本高速道路株式会社
平成 29・30 年度
競争参加資格審査（随時受付）のご案内
【調査等】

平成 29 年 2 月 1 日

東日本高速道路株式会社

あなたに、ベスト・ウェイ。



目 次

第 1 編 平成 29・30 年度競争参加資格審査について

1. 競争参加資格審査について
2. 平成 29・30 年度競争参加資格について
3. 平成 29・30 年度競争参加資格審査申請・認定スケジュール

第 2 編 随時受付

1. 随時受付とは
2. 随時受付のスケジュール

第 3 編 郵送受付について

1. 郵送受付の留意事項
2. 申請書作成にあたって
3. 申請書の送付先・申請に関する問い合わせ先
4. 申請に必要な書類と注意点
5. 会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続き開始決定後の申請方法
6. 資格認定後の業種区分追加の申請方法
7. 申請内容の変更について
8. その他の申請方法

第1編 平成29・30年度競争参加資格審査について

1. 競争参加資格審査について

- ◆ 当社の事業は公共性の高い事業であることから、入札・契約の手続については公平性・透明性の確保が必要です。
- ◆ 当社が発注する調査等はその内容が多岐に渡っており、業務等の規模・内容に応じて、多数の設計業者等の中から確実な履行能力を有する競争参加者を公正かつ効率的に選定するため、競争参加資格審査を行っています。
- ◆ 当社の競争参加資格審査の詳細については、ホームページにて公表している平成29・30年度工事等競争参加資格審査事務処理要領（以下、『要領』といいます。）をご確認下さい。
平成29・30年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領は、下記でご覧いただけます。
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/stipulation/>

2. 平成29・30年度競争参加資格について

- ◆ 平成29・30年度において、当社が発注する調査等の入札手続に参加を希望される方は、あらかじめ『平成29・30年度競争参加資格審査』の申請を行い、認定を受けている必要があります。
- ◆ 認定された資格の取下げは、申請者の自由です。ただし、**当該取消の日から平成31年3月31日まで**の間、当該者の同業種区分における再度の審査及び認定は行いませんので、**ご注意下さい。**
※合併等、承継手続きを伴う場合は、この限りではありません。

3. 平成29・30年度競争参加資格審査申請・認定スケジュール

- ◆ 『平成29・30年度競争参加資格審査』は、平成29年4月3日に認定を行う『定期受付』と平成29年5月1日以降に毎月1回認定を行う『随時受付』を実施します。

	定期受付		随時受付
	インターネット一元受付	郵送申請	郵送申請
H28.10.3	平成29・30年度競争参加資格審査制度に関するお知らせ		
H28.11.1	パスワード配布開始		
H28.12.1	インターネット一元受付開始	郵送申請受付開始	
H28.12.28	パスワード配布終了		
H29.1.13	インターネット一元受付終了	郵送申請受付終了	
H29.2.1	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 20px; text-align: center;"> <p style="color: red; font-size: 24px; margin: 0;">定期受付 (4月3日認定予定)の 受付は終了しました。</p> </div>		郵送申請受付開始（随時）
H29.4.3			<p style="text-align: center;">競争参加資格認定（予定）</p> <p>※H29.2.1～H29.4.14までの受領分はH29.5.1認定。 以降は毎月15日までの受領分を翌月第1営業日（予定）認定。</p>
H29.5.1			競争参加資格認定（予定）
H31.3.31	平成29・30年度競争参加資格の有効期限		

※なお、認定通知書の発行及び通知は行っておりませんので、競争参加資格の登録状況・業者コードの確認については、当社のホームページに掲載する『有資格者名簿』及び『有資格者情報管理システム』によりご確認ください。

第2編 随時受付

1. 随時受付とは

- ◆ 随時受付とは、定期受付期間終了後に受付を開始（平成29年2月1日）し、平成29年5月から毎月1回随時に認定手続きを実施することをいいます。
- ◆ 随時受付は「郵送受付」のみです。
- ◆ 最初の随時受付の認定日は平成29年5月1日（月）の予定です。

2. 随時受付のスケジュール

- ◆ 随時受付の受付期間及び認定日（予定）は下記の通りです。

【受付期間】

平成29年2月1日（水）～平成30年12月14日（金） 当日消印有効

【認定日（予定）】

平成29年2月1日（水）～平成29年4月14日（金）までの受領書類

⇒平成29年5月1日（月）認定（予定）

以降、毎月15日までに受領した申請を翌月第1営業日認定（予定）

（例）平成29年4月17日（月）～平成29年5月15日（月）までの受領書類

⇒平成29年6月1日（木）認定（予定）

※現在公告中の案件に参加するために至急競争参加資格の認定が必要な場合や、上記の随時受付の受付期間後に、入札参加希望のための新規認定や合併等による再認定が必要な方については、別途対応させていただきます場合がございますので、下記の内容をご用意の上、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

【問い合わせに必要な確認事項】

- ①参加を希望する入札案件名及び入札公告日
- ②平成29・30年度競争参加資格審査申請書の提出可能日（当社到着日）

【随時受付及び緊急受付の送付先及び問い合わせ先】

〒100-8979

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング

東日本高速道路（株）総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 宛

TEL 03-3506-0214（直通） FAX 03-3506-0346

【問合せ受付時間】

9：00～12：00 及び 13：00～17：00

（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始を除く。）

第3編 郵送受付について

1. 郵送受付の留意事項

- ◆ 郵送による申請（届出）の際には、必ず本書にてお知らせしている当社指定の様式を使用して下さい。他社の様式で申請をいただいた場合には、手続きに届けかねますので、予めご了承下さい。
- ◆ 文書持参受付は行いません。
申請の際には、書留等追跡可能な郵送手段を利用の上、郵送受付として申請して下さい。
- ◆ 郵送受付で申請をされる方は、必ず申請書類のコピーを保管して下さい。
- ◆ 郵送途中での書類の紛失等について、当社は一切の責任を負いかねます。
書類をお送りいただく際には、追跡可能な郵送手段を利用させていただきようお願いいたします。
※宅急便・書留等、追跡可能であれば手段の指定はありません。
- ◆ 申請書類等の受付に関するお問い合わせや受領印の返送には届けかねますので、送達の確認が必要な場合は、郵送時の追跡結果をもって確認して下さい。
※返信用封筒・葉書が同封されていた場合でも、返却はできません。
- ◆ 申請書類の返却には応じられません。（添付資料は、全て写しで問題ありません。）
- ◆ 申請書及び添付書類に記載されている事項については、競争参加資格の認定に使用する以外、申請者に無断で使用することはありません。
- ◆ 他社宛の申請をお送りいただいた場合は無効（破棄）とさせていただきます。
また、お送りいただいた他社宛の申請書類を転送するなどのご要望にも届けかねます。
手続の公平性確保のため必要な措置でございますので、予めご了承下さい。

2. 申請書作成にあたって

- ◆ 申請書の記載事項の審査基準日は申請しようとする日の直前の事業年度終了日とし、この審査基準日の状況を記載して下さい。
- ◆ 当社専用の様式で作成して下さい。（P.6からの作成例を参考にして下さい。）
- ◆ 行政書士等が申請者に代わって申請する場合は、必ず委任状を添付の上、申請して下さい。
- ◆ 申請書様式はカラーですが、モノクロ（白黒）で申請していただいても構いません。
- ◆ 株式会社等、法人の種類は下記の略号を使用して下さい。

略号	種類	略号	種類	略号	種類
(株)	株式会社	(名)	合名会社	(企)	企業組合
(有)	有限会社	(同)	協同組合	(合)	合同会社
(資)	合資会社	(業)	協業組合	(責)	有限責任事業組合
(一財)	一般財団法人	(一社)	一般社団法人	(公財)	公益財団法人
(公社)	公益社団法人	(特財)	特例財団法人	(特社)	特例社団法人

3. 申請書の送付先・申請に関する問い合わせ先

- ◆ 申請書の送付・郵送申請に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

《申請書の送付先》

〒100-8979

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング

東日本高速道路（株） 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 宛

TEL：03-3506-0214（直通） FAX：03-3506-0346

問い合わせ受付時間：9：00～12：00 及び 13：00～17：00

（ただし、土日・祝日及び年末年始を除く。）

4. 申請に必要な書類と注意点

- ◆ 当社のホームページより申請書様式をダウンロードの上、必要な添付資料と併せて、上記3に記載している申請書の送付先宛に書留等の追跡可能な郵送手段にて送付して下さい。

※毎月15日までに受領した申請を翌月第一営業日認定（予定）として取り扱います。

【法人・個人事業者、事業協同組合の申請方法】

- ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式3-1、3-2、3-3、3-4】
- 2) 登記事項証明書の写し（法人の申請の場合のみ）
- 3) 申請業種により必要となる登録証明書の写し（下記参照）
- 4) 財務諸表類（1年分）
- 5) 納税証明書の写し
- 6) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式8】

※上記の順番にクリップ等でまとめて、1部提出して下さい。

- ◆ 申請に必要な書類についての注意点

◎下記の業種区分（業務内容）について、資格登録を申請する場合には、下記の登録証明書を添付する必要があります。

※登録証明書ををお持ちでない場合は、申請できませんのでご注意ください。

※登録証明書は、すべて写して問題ありません。

申請を希望する業種区分（業務内容）	必要な登録証明書
測量	測量業者登録証明書 (申請書提出時から6ヶ月以内のもの)
建築設計	建築士事務所登録証明書 (申請書提出時から3ヶ月以内のもの)

◎建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録をうけている方は、各登録規程に定められている『現況報告書の副本の写し』を提出していただければ、上記3)に記載している必要書類のうち『建築士事務所登録証明書』及び上記4)財務諸表類の提出を省略できます。

※提出する『現況報告書の副本の写し』は、国土交通省大臣に提出し、その確認印を受けたものに限ります。

◎財務諸表類は、申請日直前の事業年度分の財務諸表（1年分）を提出して下さい。

※資格審査受付期間中に審査基準日を含む1年の事業年度における財務諸表類の調整が完了しない場合には、直前1年の事業年度における前年度の財務諸表類を提出して下さい。

《法人の場合》

貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類又は株主資本等変動計算書

《個人の場合》

貸借対照表、損益計算書

◎納税証明書の写しは申請をする日の3ヶ月以内の日付のものでなければなりません。

法人の場合⇒「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書
(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3)

個人の場合⇒「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2)

◎様式 3-1 記載例

様式3-1 (法人・個人事業者、事業協同組合用)

01 区分		02 業者コード																		
-------	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成29・30年度競争参加資格審査申請書 (調査等)

貴社で行われる工事の契約にかかる競争に参加するために必要な資格の審査を申請します。
 また、以下のとおり宣誓するとともに、申請書及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・平成29・30年度工事等の競争参加資格に関する要領 (以下、「要領」という。) 第7条に定める欠格要件に該当しないこと。
- ・経常建設共同企業体にあつては、要領第8条3号ア及びワからコの要件を満たしていること。
- ・要領第9条3項に定める資格審査特例の適用を求める事業協同組合にあつては、要領第9条3項及び4項の要件を満たしていること。

平成	年	月	日	← 申請書提出日を記載して下さい。
----	---	---	---	-------------------

東日本高速道路 (株) 殿

03 本社 (店) 郵便番号		04 法人番号	
05 (フリガナ) 本社 (店) 住所			
06 (フリガナ) 商号又は名称			
07 役職		09 (フリガナ) 担当者氏名	
08 (フリガナ) 代表者氏名		11 外資状況	
10 本社 (店) 電話番号		1. 外国籍会社	国名: _____
12 担当者電話番号		2. 日本国籍会社	国名: _____ (外資比率: _____%)
13 本社 (店) FAX番号			国名: _____ (外資比率: _____%)
14 申請代理人 (代理申請時のみ記載)		15 事業年数 (年)	_____ 年
郵便番号		16 総従業員数 (人)	_____ 人
住所			
電話番号			
氏名			
登録番号又			

社印または、申請代理人印どちらか一方を必ず押印して下さい。

項目		記載内容
01	区分	<p>下記のうち、該当する区分を選択（又は記入）して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 ⇒ 当社（日本道路公団時代を含む）に対し資格審査申請を初めて行う場合 ・更新 ⇒ 過去に一度でも当社（日本道路公団時代を含む）の資格登録を行ったことがある場合 ・工種追加 ⇒ 登録工事種別を増やしたい場合 ・資格追加 ⇒ 調査等では登録済で、工事についても登録を希望する場合 ・合併等 ⇒ 合併等により新たに申請を行う場合 ・再認定 ⇒ 経審の基準が改正された際など、何らかの理由で既に登録済の年度内に再度申請を行う場合
02	業者コード	<p>当社のホームページに掲載している有資格者名簿の有資格者名称の左に記載してある 10 桁の番号を記載して下さい。</p> <p>ご不明な場合には、お問い合わせ下さい。</p> <p>※01 で『新規』・『合併等』を選択した方は、記載不要です。</p>
03	本社（店）郵便番号	主たる営業所の郵便番号を記載して下さい。
04	法人番号	13 桁の法人番号を記載して下さい。
05	本社（店）住所	主たる営業所の住所を記載して下さい。
06	商号又は名称	<p>商号又は名称を記載して下さい。</p> <p>※『株式会社』等法人の種類を表す表記は P.4 の一覧で確認した略号を記載して下さい。</p>
07	役職	
08	代表者氏名	
09	本社（店）電話番号	
10	担当者電話番号	この申請についての連絡先を記載して下さい。
11	本社（店）FAX 番号	
12	担当者氏名	この申請についてのご担当者名を記載して下さい。
13	申請代理人	行政書士等が申請者に代わり代理で申請する場合に記載・押印して下さい。
14	外資状況	外資系企業の場合には記載して下さい。
15	事業年数（年）	申請する希望業種に係る事業の開始からの期間を記載して下さい。
16	総従業員数（人）	常勤の自社の従業員のみを記載して下さい。

様式3-2

商号又は名称	
--------	--

16	TECRISコード	
17	PUBDISコード	

登録している事業及びコンサルタント等の『登録』欄に、○を記載して下さい。

登録	登録事業名	登録番号	登録年月日
	測量業者		
	計量証明事業者		
	建築士事務所		
	建設コンサルタント		
	地質調査業者		
	補償コンサルタント		
	不動産鑑定業者		
	土地家屋調査士		

19 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

登録	登録部門名
建設 コン サル タ ン ト 業 務	01 河川、砂防及び海岸・海洋
	02 港湾及び空港
	03 電力土木
	04 道路
	05 鉄道
	06 上水道及び工業用水道
	07 下水道
	8 農業土木
	09 森林土木
	10 水産土木
	11 廃棄物
	12 造園
	13 都市計画及び地方計画
	14 地質
	15 土質及び基礎
	16 鋼構造物及びコンクリート
	17 トンネル
	18 施工計画、施工設備及び積算
	19 建設環境
	20 機械
	21 電気電子

登録	登録部門名
補 償 コ ン サル タ ン ト 業 務	22 土地調査
	23 土地評価
	24 物件
	25 機械工作物
	26 営業補償・特殊補償
	27 事業損失
	28 補償関連
	計 量 証 明
30 音圧レベル	
31 振動加速度レベル	

◎様式 3-3 記載方法

様式3-3

商号又は名称							
① 申請希望	② 競争参加資格希望業種区分	③ 直前2年度分決算		④ 直前1年度分決算		⑤ 直前2か年間の年間平均実績高(千円)	
		平成 年 月から 年 月まで(千円)	平成 年 月から 年 月まで(千円)	平成 年 月から 年 月まで(千円)	平成 年 月から 年 月まで(千円)		
調査等実績高	01 測量						0
	02 地質・土質調査						0
	03 環境関連調査						0
	04 道路設計						0
	05 橋梁設計						0
	06 トンネル設計						0
	07 その他土木設計						0
	08 建築設計						0
	09 施設設備設計	申請を希望する業種の数に記載して下さい。					0
	10 土木施工管理						0
	11 補償関連業務						0
	12 図面・調書作成						0
	13 経済調査						0
	14 希望しない調査等の業種実績						0
0	合計		0	0	0	0	

(注) 調査等実績高については、消費税を含まない金額を記載すること。

申請を希望する業種区分の左横(①申請希望)に「0」を記入して下さい。

- 1) ④直前1年度分の決算欄には、各業種区分ごとの実績高を記載しますが、最終的に合計(最下段)は添付していただく財務諸表に記載されている『売上高』を超えない範囲で実績高の記載をして下さい。
- 2) 申請を希望する業種区分以外の業種については、実績高を合計して「14 希望しない調査等の業種実績」に記載して下さい。
※建設工事・物品の売上高は含みません。
- 3) ⑤直前2年度分の年間平均実績高は、③と④の合計値を2で割り記載して下さい。

◎様式 3-4 記載例

- 1) 申請日現在の状況で作成して下さい。
- 2) 記載事項が 1 枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続いて記載して下さい。

様式1-3

商号又は名称	
--------	--

営業所一覧

	フリガナ 営業所名	郵便番号 住所	役職 代表者氏名	電話番号 FAX番号
1		〒		
2		〒		
3		〒		
4		〒		
5		〒		
6		〒		
7		〒		
8		〒		
9		〒		
10		〒		
11		〒		
12		〒		
13		〒		
14		〒		
15		〒		

【合併等により設立された会社の申請方法】

- ◆ 合併、事業譲渡及び会社分割（以下「合併等」という）により新たに設立された会社の種類

A. 合併

合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下『合併新設会社』という）または、合併によりその一方が存続した場合における存続会社（以下『合併存続会社』という）

B. 事業譲渡

- ①親会社が、その事業の全部または一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における子会社
- ②新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という）
- ③既存の会社がほかの会社から事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「譲渡会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を承継した会社（以下「分割承継会社」という）

C. 会社分割

事業の全部または一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社（以下「分割会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を承継した会社（以下「分割承継会社」という）

- ◆ 合併等により設立された会社として申請する際の注意点

◎競争参加資格審査申請書を申請した日以降に合併等を行った場合は、合併等に伴う競争参加資格の承継手続きが必要です。

- ◆ 技術評価点数における特例

◎合併新設会社または合併存続会社にあつては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算定します。

◎事業譲渡または分割の場合にあつては、上記 B. 事業譲渡 または C. 会社分割 のいずれかに該当する関係にある会社のうち、事業の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ、一つの会社とみなして、算定します。

- ◆ 施工実績の取扱い

◎合併の場合にあつては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなし、合併新設会社または合併存続会社の施工実績とみなします。

◎事業譲渡または分割の場合は、事業の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ、上記 B. 事業譲渡 または C. 会社分割 のいずれかに該当する関係にある会社のうち、事業の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ一つの会社として、施工実績の引き継ぎを行います。

- ◆ 競争参加資格停止に伴う減点における特例

◎合併等の当事会社において、競争参加資格停止に伴う減点がある場合は、当社の「平成 29・30 年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領」で定める基準により算定します。

◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格承継申請書【様式 4】
- 2) 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1・3-2・3-3・3-4】
- 3) 登記事項証明書の写し（法人の申請の場合のみ）
- 4) 申請業種により必要となる登録証明書の写し（要領参照）
- 5) 財務諸表類（1 年分）
- 6) 納税証明書の写し
- 7) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】

※上記の順番にクリップ等でまとめて、1 部提出して下さい。

◆ 合併により設立された会社としての申請を行う際の注意点

◎上記記載の申請書類 2) ～6) についての注意点は、P.3【法人・個人事業者の申請方法】と同様です。

◆ その他

◎既に合併等を行っていたが、平成 29・30 年度以前の当社の資格審査において合併等の事実について申請していなかった場合でも、過去 5 年間以内の合併等については、希望すれば上記特例の適用を受けることが可能です。

様式4

（一部）事業譲渡に伴う競争参加資格承継申請書【調査等】

平成 年 月 日

東日本高速道路（株） 殿

【譲渡後会社】
 (住所)
 (商号)
 (代表者)

印

平成 年 月 日 付をもって、 は、 に
 し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

記

1. 譲渡前会社

	業者コード	商号又は名称	許可番号
譲渡会社			
譲受会社			

2. 合併の理由

3. 申請に伴う提出書類

「平成29・30年度 競争参加資格審査のご案内」に指定のある通り

4. 承継を希望する認定工種

測量
地質・土質調査
環境関連調査
道路設計
橋梁設計
トンネル設計
その他土木設計
建築設計
施設設備設計
土木施工管理
補償関連業務
図面・調書作成
経済調査



譲渡会社から譲受会社に過去の入札実績・業務実績等を引き継ぐ業種全てに○を付けて下さい。
 ※今回の申請で認定を希望しない業種でも、実績を引き継ぐ場合には○を付けて下さい。

5. 会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続開始決定後の申請方法

- ◆ 既に資格認定を受けている者が会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続を申請した際には、速やかにその届出を行って下さい。
当社は、届出または確かな情報として上記の手続を申請した事実が分かり次第「資格認定の保留」を行います。
なお、保留手続きが取られていなくても、会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続を申請した段階で入札に参加することは出来ません。
- ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1・3-2・3-3・3-4】
- 2) 登記事項証明書の写し
- 3) 申請業種により必要となる登録証明書の写し（P.5 参照）
- 4) 財務諸表類（1 年分）
- 5) 納税証明書の写し
- 6) 更生（再生）手続開始の決定書
- 7) 金融機関等からの支援等を含む資金調達の見通し
- 8) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等にかかる今後の経営方針
- 9) 更生（再生）計画案の作成方針
- 10) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】
- 11) その他、当社が必要とする書類

※上記の順番にクリップ等でまとめて、1 部提出して下さい。

- ◆ 申請する際の注意点
 - ◎申請ができるのは、要領第 7 条に該当しない方となります。
 - ◎申請書【様式 3-1、3-2、3-3、3-4】の作成方法は、P.5【1. 法人・個人事業者、事業協同組合の申請方法】と同様です。

6. 資格認定後の業種区分追加の申請方法

- ◆ 平成 29・30 年度の競争参加資格の認定を受けた後（既申請について認定を受けるまでは申請できません）、新たに認定業種区分の追加を希望する方は、業種区分追加の申請を行って下さい。
- ◆ 平成 29・30 年度の競争参加資格の認定業種区分の追加申請の受付は平成 29 年 4 月 3 日からとなります。
- ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1・3-2・3-3】
- 2) 申請業種により必要となる登録証明書の写し（P.5 参照）
- 3) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】

※上記の順番にクリップ等でまとめて、1 部提出して下さい。

- ◆ 申請する際の注意点
 - ◎郵送封筒の表面には『資格審査申請書在中』と朱書きして下さい。
 - ◎【様式 3-3】の「①申請希望」欄（最左行）には既認定業種区分を○印、今回追加を希望する業種区分を△と記載して下さい。
 - ※既認定業種については、当社のホームページに公表している有資格者名簿をご確認下さい。

7. 申請内容の変更について

- ◆ 競争参加資格審査の申請及び認定後、基本情報（様式 3-1 に記載した内容）、営業所情報（様式 3-4）に変更が生じた場合には、変更届（様式 11）を当社まで送付して下さい。
※詳しくは、別途お知らせしている『平成 29・30 年度変更届のご案内』をご確認下さい。
※基本情報（様式 3-1 に記載した内容）、営業所情報（様式 3-4）以外の変更及び訂正等については、変更届での受付はできません。

8. その他の申請方法

- ◆ P.5～P.14 に該当しない申請については、下記宛までご相談下さい。

【問い合わせ先】

〒100-8979

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング
東日本高速道路（株）総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 宛

TEL 03-3506-0214（直通） FAX 03-3506-0346

【問合せ受付時間】

9：00～12：00 及び 13：00～17：00

（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始を除く。）